

令和4年 第9回

三種町選挙管理委員会議案

令和4年9月1日提出

日	時	令和4年9月1日（木）
		午前9時00分
場	所	三種町役場 第3会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 5 9 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 6 0 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 2 3 号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 2 4 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について
 - 報告第 2 5 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について
 - 報告第 2 6 号 専決処分した事項について
 - 協議第 4 号 投票率向上のための投票区等の運営方針について
- 4 その他

議案第 5 9 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 4 年 9 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 新有権者登録 | 令和 4 年 9 月 1 日までに満 1 8 歳に達する者 |
| | | 生年月日：平成 1 6 年 7 月 1 2 日 から平成 1 6 年 9 月 2 日まで |
| | | 男 7 人 女 6 人 小計 1 3 人 |
| 2 | 転入登録 | 令和 4 年 6 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者 |
| | | 転入日：令和 4 年 3 月 2 2 日から令和 4 年 6 月 1 日まで |
| | | 男 3 9 人 女 2 7 人 小計 6 6 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 4 6 人 女 3 3 人 合計 7 9 人 |

議案第 6 0 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 2 8 条の規定により、令和 4 年 9 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和 4 年 7 月 9 日から令和 4 年 8 月 3 1 日まで |
| | | 男 2 2 人 女 1 9 人 小計 4 1 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和 4 年 4 月 3 0 日以前に三種町から転出した者 |
| | | 転出日：令和 4 年 3 月 1 0 日から令和 4 年 4 月 3 0 日まで |
| | | 男 4 3 人 女 5 3 人 合計 9 6 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 6 5 人 女 7 2 人 合計 1 3 7 人 |

報告第 2 3 号

登録の移替えをした者について

令和 4 年 9 月 1 日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和 4 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

令和 4 年 6 月 7 日から令和 4 年 8 月 3 1 日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男	8 人	女	2 3 人	合計	3 1 人
---	-----	---	-------	----	-------

選挙人名簿増減表を挿入

報告第 2 4 号

選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について

地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は 2 7 5 である。

令和 4 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

参 考

第 7 4 条第 1 項 条例の改廃請求

第 7 5 条第 1 項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 2 5 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項及び第 8 1 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 4, 5 7 5 である。

令和 4 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

参 考

第 7 6 条第 1 項 議会の解散請求

第 8 0 条第 1 項 議員の解職請求

第 8 1 条第 1 項 長の解職請求

地教組第 8 条第 1 項 教育委員の解職請求

報告第26号

専決処分した事項の報告について（欠格者の表示）

選挙権を有しなくなった者について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により、別紙のとおり選挙人名簿に表示した。

令和4年9月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

協議第 4 号

投票率向上のための投票区等の運営方針について

投票率向上のための投票区等の運営方針について、別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

【今後の日程について】

12月 1日（木） 第10回選挙管理委員会
午前9時 第3会議室